

横浜市公益通報者保護法に基づく外部の労働者等からの通報処理に関する要綱

制 定 令和4年6月1日 総コ第61号
最近改正 令和8年4月1日 総コ第575号

(目的)

- 第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第2条第4項第2号に規定する行政機関である本市の機関が、労働者等からの公益通報を迅速かつ適切に処理するために必要な事項を定めることにより、法の円滑な運用を推進するとともに、公益通報者の保護を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、「所管課」とは、通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）の事務を分掌する課又はこれに相当する組織をいう。
- 2 この要綱において、「労働者等」とは、法第2条第1項各号に掲げられている者をいう。
- 3 この要綱において、「公益通報」とは、法第3条第2号及び法第6条第2号に定める公益通報であって、本市に対してなされるものをいう。
- 4 この要綱において、「公益通報者」とは、公益通報をした者をいう。
- 5 第1項から前項までに規定するもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義によるものとする。

(組織体制)

- 第3条 公益通報への対応に関する事務を管理・運営するため、公益通報制度運営責任者（以下「運営責任者」という。）を置くこととし、経済局長をもって充てる。
- 2 運営責任者は、公益通報への対応に関する規程類の運用、教育研修の実施、公益通報に関する調査の進捗等の管理その他公益通報への適切な対応の確保に関する事務を総括するものとする。
- 第4条 通報責任者は、所管課において、公益通報に関する調査の進捗等の管理、職員が教育研修に参加する機会の確保その他適切な対応の確保に関する事務を所掌するものとし、所管課の長をもって充てる。
- 2 通報責任者は、所管課の職員の中から、通報担当者を指定する。
- 3 通報担当者は、通報責任者を補佐し、所管課における公益通報の管理、公益通報者との連絡その他の対応に関する事務を担当する。

第5条 所管課において公益通報者の保護が適切に図られていることを監督するため、公益通報者保護責任者（以下「保護責任者」という。）を置くこととし、総務局長をもって充てる。

2 保護責任者は、次の各号に該当する場合には、通報責任者及び通報担当者に対し、法及び本要綱に基づく適正な業務執行について指導をすることができる。

(1) 法第13条第1項に定める調査を行わない場合

(2) 公益通報に対応するための適切な措置として、公益通報者が特定されないための十分な配慮がなされていない場合

(3) その他本要綱に定める事項が遵守されていない場合

3 職員が、法及び本要綱に違反する行為を行ったと認められる場合は、その違反の程度に応じ、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項の規定に基づき懲戒処分をし、又は人事管理上必要な措置を講ずる。

（通報の受付等）

第6条 公益通報に当たると見込まれる通報（以下本条において「通報」という。）及びこれに関連する相談は、所管課において受け付ける。

2 通報の受け付けにあたっては、当該通報者に対して、通報対象事実の内容、日時及び場所並びに通報対象事実が現に行われ、又はまさに行われようとしていることを示す具体的な証拠等の提示を求める。

3 通報は、原則として次に掲げる事項を記した書面等により受け付ける。ただし、通報者が書面等による通報を行うことが困難である等の場合は、所管課が通報内容及び対応状況を記録することにより受け付ける。

(1) 当該通報者の氏名又は名称

(2) 当該通報者の住所又は居所

(3) 通報対象事実の内容

(4) 通報対象事実が生じ、又はまさに行われようとしていると思料する理由

(5) 通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由

4 通報責任者は、通報を受け付けたときは、公益通報受付簿（第1号様式）により、通報対応記録を残すものとする。

5 通報は、原則として実名で受け付けるものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合であって、第2項及び前項第3号から第5号までに定める事項を記載した書面等によるときは、匿名により受け付けることができる。

6 所管課は、前項ただし書により受け付けた匿名による通報についても、可能な限り、実名による通報と同様の取扱いを行うよう努める。

(通報の受理等)

第7条 通報責任者は、前条の規定により受け付けた通報が公益通報に当たる場合は、当該通報を受理するものとし、当該通報を受け付けた日から原則として30日以内に、当該通報者に対して、公益通報受理決定通知書(第2号様式の1)により、次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 当該通報を公益通報として調査を行う旨
- (2) 当該通報への対応手続の終了までに必要と見込まれる期間
- (3) 当該通報にかかる秘密は保持される旨

2 通報責任者は、前条の規定により受け付けた通報が公益通報に当たらない場合(次条に該当する場合を除く。)は、当該通報を受理しないものとし、当該通報を受け付けた日から原則として30日以内に、当該通報者に対して、公益通報不受理決定通知書(第2号様式の2)により、次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 公益通報としての調査を行わない旨及びその理由
- (2) 当該通報にかかる秘密は保持される旨

3 通報責任者は、通報者が特定できない場合その他やむを得ない理由がある場合、公益通報受付簿にその理由を付すことにより、前2項の通知を行わないことができる。

4 通報責任者は、毎年、9月末日時点の状況を記録した公益通報受付簿を当該年の10月末日までに、3月末日時点の状況を記録した公益通報受付簿を当該年の4月末日までに運営責任者に提出しなければならない。

(公益通報に準ずる通報)

第8条 通報責任者は、第6条の規定により受け付けた通報が公益通報に当たらない場合で、次に掲げる要件をすべて満たすときは、当該通報を公益通報に準ずる通報として受理するものとする。

- (1) 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でないこと。
- (2) 通報対象事実その他法令違反の事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていることを通報した場合で、これらの事実が真実であると信ずるに足りる相当の理由があること。
- (3) 第6条第3項第1号から第5号までに掲げる事項を記載した書面によること。

2 前条(第2項を除く。)及び第10条から第13条までの規定は、前項の規定による公益通報に準ずる通報について準用する。

(教示)

第9条 通報対象事実についての処分又は勧告等の事務を分掌しない課に公益通報がなされたときは、当該課は、当該公益通報者に対して、遅滞なく、所管課又は処分若しくは勧

告等の権限を有する行政機関の教示（以下「教示」という。）を行う。

- 2 所管課は、公益通報を受理した後、通報対象事実について他の行政機関が処分、勧告等の権限を有することが明らかになったときは、当該公益通報者に対して、遅滞なく、教示を行う。
- 3 前2項の規定により教示を行う場合、当該課の通報責任者は、当該公益通報者に対して、法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、自ら作成した当該通報事案に係る資料を提供することができる。

（調査）

第10条 通報責任者は、第7条第1項の規定により公益通報を受理することを決定した場合は、通報対象事実について必要な調査を行う。

- 2 前項の調査は、公益通報者の秘密を守るため、公益通報者が特定されないよう十分に配慮し、必要かつ相当と認められる方法により行う。
- 3 通報責任者は、第1項の調査を行うことにより公益通報者が特定される恐れがある場合には、調査の方法について運営責任者及び保護責任者に相談することができる。
- 4 通報責任者は、第7条第1項による通知をした日から6か月を経過しても調査が終了しない場合には、当該公益通報者に対して、公益通報に係る調査状況通知書（第3号様式）により当該調査の進捗状況を連絡するように努める。

（調査結果に基づく措置）

第11条 通報責任者は、当該調査の終了後、公益通報者に対して、当該調査の結果を、遅滞なく、公益通報に係る調査結果通知書（第4号様式）により通知する。

- 2 通報責任者は、公益通報者が特定できない場合その他やむを得ない理由がある場合、公益通報受付簿に当該理由を記載することにより、前項の通知を行わないことができる。
- 3 通報責任者は、調査の結果、通報対象事実その他法令違反等の事実が存在すると認めるときは、法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）を講じるとともに、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等の保護に支障がない範囲において、公益通報に係る調査結果通知書に当該措置の内容を記載する。

（利益相反関係の排除）

第12条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合、公益通報への対応に関与してはならない。

- (1) 法令違反行為等の発覚や調査の結果により実質的に不利益を受ける者
- (2) 公益通報者又は法第2条第1項各号に定める事業者（事業を行う個人に限る。）（以下「役務提供先」という。）若しくは当該役務提供先の事業に従事する場合におけるその役員（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれ

ら以外の者で法令（法律及び法律に基づく命令をいう。）の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。）、従業員、代理人その他の者と親族関係にある者

（守秘義務の徹底）

第13条 通報責任者、通報担当者その他公益通報への対応に関与した職員は、法及び本要綱に基づき知り得た事実を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

（通報者の保護）

第14条 通報責任者は、公益通報者が、公益通報をしたことを理由として事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、当該公益通報者の保護に係る必要な支援を行うよう努める。

（公表）

第15条 運営責任者は、本要綱の運用状況について、年度ごとに公表するものとする。

（委任）

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、運営責任者及び保護責任者が協議により定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。